平成２１年（フ）第２２９号
茨城県古河市諸川622番地６
債務者　森谷真由美（旧姓栗原）
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４０号
茨城県猿島郡境町大字上小橋253番地８
債務者　逆井千久江
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６４号
茨城県筑西市一本松1553番地３
債務者　卯木　文憲
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第８８５号
千葉市稲毛区園生町383番地27　第４中島ハイツ102号
債務者　吉野　辰也
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３８号
千葉市中央区東千葉２丁目８番14号　ミサクハイツ405号
債務者　岡　　久雄
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７７号
千葉県船橋市習志野５丁目８番18号
債務者　及川美和子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８５号
千葉県市川市東菅野３丁目22番６号　メゾン祥風102号
債務者　山口　　豊
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区29棟105号
債務者　安田　輝夫
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１００６号
千葉県船橋市三山４丁目７番15―609号
債務者　秋葉　　宏
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１００７号
千葉県船橋市三山４丁目７番15―609号
債務者　秋葉　教子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１１号
千葉県浦安市当代島３丁目13番12号ハイツニシワキ101
債務者　漆原　淳子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２３号
千葉県船橋市馬込町803番地１フラット馬込沢Ｂ棟101号
債務者　佐藤　早苗
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０３２号
千葉市若葉区都賀３丁目20番１号　ベルレール都賀101号
債務者　金井　邦夫
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０３３号
千葉市若葉区若松町465番地36
債務者　段木　範子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０３９号
千葉県船橋市藤原２丁目15番７号ハウスベルエアー203号
債務者　高橋　　正
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４４号
千葉市花見川区花園１丁目９番10号
債務者　上武亜希子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５０号
千葉市稲毛区園生町566番地５
債務者　木内　貴徳
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５１号
千葉市稲毛区園生町566番地５
債務者　木内　貞子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係